

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 平成24年 6月 27日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 名古屋市中村区名駅南3-3-44 氏 名 株式会社 浅沼組 名古屋支店 執行役員支店長 河合 秀一 電話番号 052-571-5571 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 浅沼組 名古屋支店
事業場の所在地	名古屋市中村区名駅南3-3-44
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	2,670百万円 (愛知県内、政令市、中核市を除く)
③従業員数	197人 (名古屋支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥→再生処理業者に委託し、土砂、改良土として再資源化 ・がれき類 (アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し、再生砕石、骨材として再資源化 ・廃プラスチック類→中間処理業者に委託し、破碎、圧縮固化、原料として再資源化 ・金属くず→中間処理業者に委託し、破碎、圧縮し、材料として再資源化 ・紙くず→中間処理業者に委託し、選別、圧縮固化、原料として再資源化 ・木くず→中間処理業者に委託し、破碎、圧縮固化、原料として再資源化 ・建設混合廃棄物→中間処理業者に委託し、種類ごとに選別し、再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙、管理体制のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成23年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	各種全体合計	うち混合廃棄物
	排出量	4,535 t	98 t
	(これまでに実施した取組) 梱包材の簡素化(廃プラスチック類、木くず) ユニット化持込み(現場加工→工場加工) 金属、ダンボール類の有償売却 汚泥の自ら利用 余剰材の引き取り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	各種全体	うち混合廃棄物
	排出量	4,535 t	98 t
	(今後実施する予定の取組) 工法の改善 自ら利用の促進		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(コンクリート塊・アスファルト塊)、石膏ボード、金属くず、木くず、紙くず、廃プラスチック類、の分別、保管を実施 石綿含有産業廃棄物の分別、保管を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組みを各作業所へ水平展開し、混合廃棄物の減量化を推進する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 汚泥の自ら利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 条件により、現場内での自ら利用（がれき類、汚泥）		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 工法に応じて脱水できるものは脱水（汚泥）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 工法に応じて脱水できるものは脱水を実施（汚泥）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	各種全体合計	
	全処理委託量	4,535 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	17 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,387 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施予定なし。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	各種全体合計	
	全処理委託量	4, 535 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	100 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	4, 535 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>可能な限り優良認定処理業者から選定する。 電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 中間処理業者は再生率の良い業者を選定する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	安全・環境管理部長	
廃棄物担当	組織名:安全環境管理部 組織人数:3人	
役割	支店環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 委員長—環境管理責任者 ・ 委員—関連部署部長 ・ 事務局—安全環境管理部
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 支店の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当 (又は作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織図

